

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和5年12月7日(木)午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 原田 陽子
委員 花島 進 委員 古川 洋一
委員 武藤 博光 委員 遠藤 実
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長	萩谷 俊行	事務局長	会沢 義範
次長	秋山雄一郎	書記	田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長	玉川 明	教育長	大縄 久雄
財政課長	大内 正輝	財政課長補佐	照沼 克美
保健福祉部長	生田目奈若子	社会福祉課長	高安 正紀
社会福祉課長補佐	坂本 武志	こども課長	萩野谷 真
こども課長補佐	水野 厚子	家庭児童相談室長	大曾根香澄
介護長寿課長	萩野谷智通	介護長寿課長補佐	住谷 孝義
保険課長	横山 明子	保険課長補佐	小田部信人
健康推進課長	玉川祐美子	健康推進課長補佐	飛田 建
教育部長	小橋 聡子	学校教育課長	猪野 嘉彦
学校教育課長補佐	生田目綾子	学校給食センター所長	梅原 雅美
生涯学習課長	綿引 勝也	生涯学習課長補佐	柴田 真一

会議に付した事件

- (1) 議案第54号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第55号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第62号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第64号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

…原案のとおり可決すべきもの

開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。

教育厚生常任委員会に、今日は師走のお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。す。

冒頭の挨拶ということで、昨日、日立市役所と東海村役場に車が飛び込みまして、ちょうどニュースでも大きく取上げられまして、けがをされた方にはお見舞いを申し上げたいと思います。それから予想外ですよ、車が市役所に飛び込むなんていうのは。動機はちょっとまだはっきりしてないんですけども、いずれにしても安全対策をいま一度点検していただければなど。それから、市民の方の相談及びいろんな手続等の対応にもいま一度点検をしていただいで、優しい対応ということでお願いをしたいと思います。

開会前にご連絡いたします。換気のため廊下側のドアを開放して、常任委員会を行います。ご理解ご協力のほどよろしく願ひいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビ等に放映します。会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにしていだきたいと思ひます。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めております。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

教育厚生常任委員会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

まずは冒頭に私事でございますけれども、突然の発熱で、皆様にご心配ご迷惑をおかけしたことに對しまして、心よりおわび申し上げたいと思ひます。大分よくなりましたので、今週からの出席をさせていただきます。

今日の教育厚生常任委員会は、多分最後の常任委員会になるのかなと思ひます。そういう意味で本当に慎重にもやはり活発なご意見をいただきながら委員会が進めればと思ひますので、どうぞよろしく願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

教育厚生常任委員会ご出席ご苦勞さまでございます。

また先週末から大きなイベント等ございまして、委員の皆様方にもご出席、大変お疲

れさまでございました。

今年もあと3週間余りとなってまいりましたけれども、ご承知のとおりインフルエンザが、栃木県福島県はインフルエンザ警報が出ていると、増えているという状況もございますし、新型コロナウイルス感染症も収まってきましたが、先週あたりから増加傾向になっていまして、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は年末年始に増える傾向があるんですが、特に昨年は年末から爆発的に新型コロナウイルス感染症が増えたというような状況がございます。引き続き、基礎的な感染対策に留意しながらお過ごしいただければというふうに思っております。

本日提出しております議案は、補正予算関係が3件、条例関係2件の計5件でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

学校のほうですけれども、2学期も残すところ10日余りとなりました。教育活動ですけれども、5月の5類以降順調に計画どおりに進められてきております。私も大変うれしく思っております。

ただ一つ心配なのは今、副市長からもございましたように、学校も10月中旬以降に、やはりインフルエンザ罹患者が増えておりまして、場合によっては学級閉鎖を行ったというような学校もございます。基本的な感染症対策をしっかりと行いながら、そして残り10日余り、しっかりと締めくくりを行い、そして新たな気持ちで新年、そして3学期を迎えたいと思いますので、委員の皆様には引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日はお世話になります。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。

どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議案第61号をご覧ください。

議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正になります。

追加になります。

9 款教育費、2 項小学校費、小学校施設整備事業2,157万8,000円。

3 項中学校費、中学校施設整備事業1,349万7,000円。

5 ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正になります。

追加になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

上から5番目になります。

菅谷東・菅谷西学童保育所仮設舎賃貸借、令和5年度から令和9年度まで、584万円。

三つ飛ばしまして、教育支援センター消防設備保守点検業務、令和5年度から令和6年度まで、4万7,000円。

小学校受水槽及び高架水槽保守点検業務、令和5年度から令和6年度まで、78万6,000円。

小学校給食用ダムウェーター保守点検業務、令和5年度から令和6年度まで、90万9,000円。

小学校浄化槽保守点検業務、令和5年度から令和6年度まで、36万5,000円。

小学校消防設備保守点検業務、令和5年度から令和6年度まで、66万8,000円。

中学校受水槽及び高架水槽保守点検業務、令和5年度から令和6年度まで、51万3,000円。

中学校給食用ダムウェーター保守点検業務、令和5年度から令和6年度まで、39万円。

中学校浄化槽保守点検業務、令和5年度から令和6年度まで、37万9,000円。

中学校消防設備保守点検業務、令和5年度から令和6年度まで、55万6,000円。

変更になります。

事項、補正後限度額の順にご説明いたします。

上から3番目になります。

公民館冷温水発生機保守、216万9,000円。

総合公園空調設備保守管理業務、479万6,000円。

総合公園夜間管理業務委託、2,637万9,000円。

なお期間につきましては、補正前と同じになります。

6 ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正になります。

追加になります。

起債の目的、中学校施設整備事業、限度額600万円。

変更になります。

上から5番目になります。

起債の目的、小学校施設整備事業、補正後限度額1,730万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

15ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費323万4,000円、3目障害福祉費8,872万5,000円。

16ページをお願いいたします。

5目後期高齢者医療費13万7,000円、6目医療福祉費5,049万7,000円、8目介護保険費27万6,000円。

17ページをお願いいたします。

下段になります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費801万円、2目児童措置費55万3,000円、3目保育所費214万4,000円。

18ページをお願いいたします。

中段になります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費77万7,000円、2目扶助費4,434万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費580万1,000円。

19ページをお願いいたします。

4目予防費30万6,000円。

22ページをお願いいたします。

下段になります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費170万2,000円。

23ページをお願いいたします。

3目教育指導費135万4,000円。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費2,346万1,000円。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1,349万7,000円。

24ページをお願いいたします。

中段になります。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費34万7,000円。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費469万6,000円、2目公民館費96万9,000円。

25ページをお願いいたします。

4目歴史民俗資料館費27万1,000円。

7目図書館費25万6,000円。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費151万7,000円。

26ページをお願いいたします。

下段になります。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金59万4,000円。

子ども課所管の国県負担金等返納金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

古川委員 15ページの1番下にあります障害福祉費のタクシー利用助成事業なんですけど、タクシー券の配布をしているということなんだろうけど、これは以前、免許返納者にタクシーの利用券を配布したことがあったと思うんですが、その流れですか。継続ですか。

社会福祉課長 こちらにつきましては、障がい者であったりとか、介護が必要な方に対して、そういった方が病院に行くために使う、病院であったりとか、公共機関であったりとかそういったところに行くために使うための助成事業になってございます。

古川委員 分かりました。以前、私一般質問で、免許返納者に対して利用券を配っていたときがありましたよね。有効期限1年とかで。それを継続してほしいという要望をしたことがあるんですけど、それが継続されているわけではないってことですね。もうそれは終わっちゃっているってことですね。

社会福祉課長 恐らく免許返納者のほうの部分に関しましては、所管が違う形でございます。

古川委員 分かりました。

次の質問です。健康推進課かな。19ページの予防接種事業で、予防接種健康被害救済費っていうのがありますね、24万9,000円。これは何かあったんですか。

健康被害を受けた方がいらっしゃったのかな。

健康推進課長 健康推進課です。

この救済費につきましては、令和2年度に高齢者肺炎球菌を接種された後に、肺炎等の症状が出まして、入院をされた方が1名いらっしゃいます。その方からご相談があって、救済制度の申請をするということで、申請が出まして、国のほうに進達をしておりました。

9月20日過ぎに県を通じまして、救済制度の認定をするという通知が参りましたので、その方への救済費給付金となります。

以上です。

古川委員 分かりました。

令和2年度に肺炎を起こした方に、今やっと救済っていうか、できるようになったと

ということですか。

申請の若干遅かったというのもあるんでしょうけど。これ新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の件でしょ。じゃなくてですか。

健康推進課長 これは新型コロナウイルスワクチンではなくて、もともと定期接種の中に、高齢者の肺炎球菌というワクチンがありまして、そちらの定期接種の中で起こったものになります。

古川委員 分かりました。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種で健康被害を受けた方ではないということですね。なぜ聞いたかというのと、なかなか申請してもその因果関係が認められないとという話を聞いてたもんですから、認められた方がいたのかなと思って聞いたんですけど、いずれにしても肺炎球菌のほうのワクチンだとしても、認められて救済できるってのは、いいことなのかなというふうに思います。

ありがとうございました。

もう1件だけ。23ページの教育費で、小中学校いずれも防犯カメラ設置工事がありますね。これは例の給食センターの防犯カメラと全く関係ないわけですよね。どういうカメラなんでしょうか。

学校教育課長 学校教育課です。お答えします。

こちらの小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業の防犯カメラ設置事業ですが、給食センターではなく、小中学校に防犯カメラを設置するものでございます。

古川委員 なぜ。

学校教育課長 続けてお答えします。

国の補助金の制度が拡充されたことに伴います。本年3月に埼玉県戸田市の中学校にて発生した侵入事件等を受けまして、国において防犯対策強化のために必要な整備に係る補助金が、令和5年から7年にかけて集中的な支援が行われることになりました。それを受けまして、那珂市で既に設置しております防犯カメラ、こちらを更新あるいは増設するものでございます。

古川委員 例の給食センターの異物混入のための、小学校とか中学校にそのためのカメラを設置するわけではないってことですね。

あくまでも今あるやつの更新ということですね。

分かりました。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

遠藤委員 まず、今の古川委員の質問に関連してですけども、小中学校防犯カメラこれは何台、それぞれ何台ぐらい設置するんですか。

学校教育課長 お答えします。

現在既に各小中学校に4台のカメラが設置されております。

学校によりまして、門扉から学校の玄関までのアプローチの状況によって異なりますが、4台から8台を新たに更新いたします。

以上です。

遠藤委員 もう少し詳細に、現在小中学校で4台ということですが、小学校に何台、中学校に何台今あって、それを小学校に何台増設し、中学校に何台増設するのでしょうか。

学校教育課長 お答えします。

現在は全ての小中学校とも4台ずつの設置でございます。

合計の台数につきましては、小学校で52台、中学校で29台を設置いたします。

遠藤委員 分かりました。そういうことですね。今どの小中学校でも4台ついているのを倍増すると。8台ずつにするという意味でよろしいんだということ。

学校教育課長 お答えします。

学校によりましては、既設のカメラの台数すなわち4台で、門扉から玄関までを撮影できる学校もございますので、必ずしも増設が必要な学校ばかりではございませんが、以前設置したカメラを撤去し、新たなカメラに更新するものでございます。

以上です。

遠藤委員 これは当然必要だと思うので、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、あと運用の問題もあるかなと思っておりまして、例えばその記録を残しておく、証拠を残しておくというのは当然ながら、これって例えば不審者が侵入するみたいなところを、今学校としてはこういう防犯カメラを活用して、例えば誰かがいつも見ていられた状態にあるのか、なかなか難しいと思うんですけれども、この運用、増設をした上で、恐らく今この原因は侵入者が入ってきてということの事象が起きたからこういう制度が出来たということでもありますけれども、これを那珂市の小中学校において、そういう侵入者が入ってくるに当たっての一つの防犯対策なんだろうが、それをさらに強化するための、各学校における運用を少し、どういうふうに強化していかなきゃいけないかというのを、もし、お答えいただければお願いします。

学校教育課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、こちらにつきまして常時監視する警備員がおるわけではございません。この集中管理するセンターの機器につきましては、職員室内に設置し、カメラの画像は常に学校内で、職員室で確認できるようになってはございます。

今回、台数を大幅に増やしたのは、門扉から玄関までのアプローチにカメラが設置されていることが分かるように外側につけるものでございます。そういった抑止効果もあると考えておりますので、運用につきましては現状どおり、職員室で確認できる、それが保存できるような形で進めてまいりたいと思っております。

遠藤委員 分かりました。なかなか人的配置難しいのは重々分かっておりますので、例えばその抑止効果をもっとというのであれば、本当にこの監視カメラ付けてますよみたいなも

のも少しあるといいのかなというふうに思いますので、そこは要望しておきたいなと思います。

あと、ひまわり幼稚園の備品、24ページですが、この時期での備品購入というのは何を買われるのか教えてください。

学校教育課長 お答えします。

ひまわり幼稚園運営事業で購入を予定している備品でございますが、こちらはテントでございます。猛暑に対応しまして、園庭に日陰をつくるために設置していたテントでございますが、それが秋口に破損したため、新年度を迎える前に準備するものでございます。

以上です。

遠藤委員 分かりました。

あと1点確認ですが、25ページの給食センターの管理事業の修繕料、この内容について教えてください。

学校教育課長 お答えします。

給食センターの修繕費でございますが、こちらは本年9月の大雨時に、給食センター内で複数か所の雨漏りが発生いたしました。建物の性質上、直ちに修繕する必要がございましたので、それに伴う増額分の経費を計上してございます。

以上です。

遠藤委員 分かりました。

あとこの予算の部分で例えば予防接種あたりに関係するのかもしれませんが、冒頭、副市長からもちょっと話ありましたが、今新型コロナウイルス感染症が落ちついていまずけれども、インフルエンザのほうも増えてるんじゃないか、新型コロナウイルス感染症もちょっとずつあれかなという状況だと思いますが、これを市民全体というか、あと特に学校のほうで、やっぱり学級閉鎖等々があちらこちら出ている状況でありますので、行政もしくは教育行政のほうで、今までここ3年、この冬場は必ず大きな波が来ていたということもありますので、そういったことを踏まえて、今後市民もしくは児童生徒、保護者に向けて、どういったことを気をつけていただきたい、もしくはこんなことで注意喚起をしていきたい、そういった思いがあれば、ちょっと教えていただければと思います。

健康推進課長 健康推進課です。

ここ3年、新型コロナウイルス感染症が拡大しまして、例年インフルエンザ等につきましても、この秋口から冬にかけては、感染症の発生ということで、毎年度この時期になれば感染症に気をつけてくださいと、基本的な、ただ対応としましては、特別なことをするというのではなくて、基本的に言われている感染対策を徹底すると、そういっ

たところは、ホームページ等周知をしていきたいと考えております。

広報等につきましても、発行する時期もありますけれども、そういったところで周知のほうは取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

学校教育課長 学校教育課です。

インフルエンザにつきましても、冒頭にございましたとおり、複数の学校で学級閉鎖が発生していた状況でございました。

ただいま健康推進課長が申し上げたとおり、基本的な感染対策の徹底、これを各学校で行っているところでございます。

例えば、学校給食等におきまして、現状ではグループ対面での給食にしておりますが、感染拡大が懸念されるような場合には、前を向いて食べる、そのような形に対策をとっているなど、基本的な対策を徹底しているところでございます。

以上です。

遠藤委員 分かりました。

ぜひ、各部各課関係するところで必要な対応をお願いしたいと思います。

どうしてもああいう感染症っていうのは、もう一気に増えている状況っていうのはもうこれ目の前のことに対応するしかないことだったと思いますが、今後これからそういったものが爆発的に増えてくることがあればどうしようか、今であれば落ちついて対応もしくは準備ができる状況なのかなと思いますので、そういったところを踏まえて、ぜひ気を引締めてお願いしたいというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

古川委員 もう1点だけ確認です。23ページの1番上のところの学習指導員配置事業で、期末手当というのがあったんでちょっと気になったんですけど、学習指導員の身分というのは、会計年度任用職員なんですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

古川委員 分かりました。

だから期末手当があるっていうことですね。その上に、給食配膳員時給ってありますよね。給食配膳員はどういう身分ですか。

学校教育課長 こちらにつきましても、会計年度任用職員でございます。

古川委員 ということは、月額幾らっていう報酬ではなくて、何時間働いて幾らっていう。分かりました。そうなるとちょっと今度こども課の話になるんですけど、この間学童の民間委託の件で、指導員は会計年度任用職員だから不規則な勤務体系がとれないみたいな話ってしてませんでしたっけ。

こども課長 こども課です。委員おっしゃるとおり、不規則の話はしました。

勤務の状況です。

古川委員 そうすると指導員は、同じ会計年度任用職員だけれども特殊な勤務というか、勤務のさせ方が非常に何か難しいとか何とかっていう答弁がありましたよね。

こども課長 学童の支援員ですが、会計年度任用職員の身分ではありますが、こちらも2パターンございまして、いわゆる主任、副主任と言われる方は月額報酬で働いていただいています。そのほか、補助的な役目を負っている方、人数的には多いのですが、こちらについては時給扱い、時給の会計年度任用職員ということになっております。こちら二つの会計年度任用職員が存在する勤務というところになっています。

以上です。

古川委員 分かりました。

会計年度任用職員でも時給は働いてなんぼっていう方と、月額で幾らっていう方がいるってことですね。この間、民間委託の話になっちゃうんですけど、人が見つからないって話がありましたね。それはどっちのことを言っているんですかね。

こども課長 どちらのケースについてもです。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほか、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なしということで討論を終結します。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしということで、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

執行部の入替えをお願いします。

どうもご苦労さまでした。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時31分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席をいたしました。

続きまして、議案第54号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

こども課長 こども課長の萩野谷です。

ほか関係職員2名が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、議案第54号をご覧ください。

議案第54号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、既存の規定の不備を補正する改正をするものでございます。

改正の概要でございます。

引用法令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条文の改正を行うものです。

次のページをご覧ください。

2ページは、改正条文になります。

那珂市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第35条第3項中、「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を削る。

第36条第3項後段中「第6条第2項中」の次に、「「特定教育・保育施設」とあるのは「特定教育・保育施設と、」を「総数」と、」の次に、「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を加える。

附則、この条例は公布の日から施行する。

なお、3ページから5ページまでは新旧対照表になります。

先ほど申しました第35条第3項中の文言削除と、第36条第3項中の文言の追加、現行と改正後になります。

続いて6ページをお開き願います。改正する条例の概要です。

今回の改正は、引用法令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、既存規定の不備を補正する改正を行うものでございます。

具体的には読替規定が指している部分が違っていた、不備の補正という内容でございます。

ます。

改正本文表中の第35条及び第36条の条文が該当になります。

施行期日でございますが、公布の日から施行します。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

遠藤委員 ちょっとごめんなさい。不勉強でよく分からないのです。

那珂市内においてこの対象の施設というのは、まずどこになりますか。何がどこになりますか。

こども課長 実際にはございません。

以上です。

遠藤委員 分かりました。

ないのであればということでもちなみに、これ分かりやすく何が不備だったんですか。

今までの制度の何が不備で、どうしようという改正なんですか、これって。

こども課長 この省令の改正の後に、本来であれば、読替規定が指している部分があるんですけど、その部分が違っていた、不備があったというでございます。

前回9月の議会のときに、同じ特定教育の項ずれの改正

をしたかと思うんですが、そのあと、9月20日に、国からこの部分についても、修正が必要ですよという通知が届きまして、実際には9月議会では間に合わなかったので、今回12月の議会に上程させていただいている状況でございます。

以上です。

委員長 ほか、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第54号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時38分)

再開（午前10時39分）

委員長 では、再開いたします。

介護長寿課が出席をしました。

続きまして議案第64号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。

ほか3名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

介護保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第64号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）になります。

それでは4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）34万6,000円。

5款県支出金、3項県補助金、1目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）17万3,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金10万3,000円、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）17万3,000円。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金20万9,000円。

歳入補正予算につきましては、歳出補正予算との関連におきまして、それぞれ増額をする内容となっております。

歳入の説明につきましては以上となります。

続きまして5ページをお開きください。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費20万4,000円。

人事院勧告等の発出に伴いまして、人件費を増額するための補正予算となっております。

続きまして、4款地域支援事業費、1項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費80万円。

配食サービス事業におきまして、配食数の見込み増に伴う委託料の増額となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時43分)

再開(午前10時44分)

委員長 再開します。

保険課が出席しました。

続きまして、議案第55号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

保険課長 保険課長の横山です。

ほか2名の職員が出席しております。

よろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第55号をご覧ください。

議案第55号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、国の全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及びその他関係政令が公布され、子ども・子育て支援の拡充として、産前産後期間における国民健康保険税の減免が実施されることによるものです。

2ページと3ページが改正条文、4ページから7ページが新旧対照表、8ページと9ページが改正の概要となっております。

10ページをお開きください。

こちらの説明資料により、改正内容について説明させていただきます。

まず、①の対象者ですが、出産予定の国民健康保険被保険者となります。

具体的には、妊娠85日、月数で言うと4か月以上の出産が対象で、死産、流産、早産等も含まれます。

②、減額の内容です。

国民健康保険税は、月額概念がなく通常年額を8回に分けて納付いただいております。

今回の改正では、ページ中ほどの色つきの図でお示ししているとおり、出産予定月を挟んで、前1か月、後2か月の計4か月分の保険税を免除するという改正になりますので、具体的にはその年度に納める保険税額の所得割額及び均等割額の12分の1の額の4か月相当分。多胎の方、双子以上の方、こちらの場合は図にありますように、出産予定月の前に、さらに2か月相当分を加えた6か月相当分が減額となります。

③、施行期日ですが、令和6年1月1日となります。

そのため、減免を受けられるのは図にありますように、改正が行われる来年1月が出産後の減免期間に該当する方、つまり令和5年11月1日以降に出産される方からが対象となります。

④、届出につきましては、出産予定月の6か月前から行うことができます。

ただし、職権により届出を省略することも可能となっております。お子さんの出生届が提出されますと、出産した方が国保の被保険者であることが確認出来ますので、出生の手続と同時に減免の手続を行います。そのため対象者については、漏れなく拾うことができると考えております。

⑤、その他としまして、保険税の軽減を受けている方につきましては、軽減後の額をもとに、減額の計算をいたします。

最後に、こちらの改正は条例の附則にもありますとおり、令和6年1月以後の期間に適用するもので、それ以前の期間については、従前の例によるものとなります。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

古川委員 説明資料の中ほどの黒塗りで分かるんですけど、以前はどうだったんですか。

保険課長 この制度改正は今回新たにできるものですので、今までは出産に関する減免っていうのはなかったものです。新たに創設されるものになります。

以上です。

古川委員 分かりました。すばらしいですね。

ちなみに先ほど年額っていう考えですよ、その何分の幾つというのが減免になるんですけど、それは翌年度に免除されるってことになるんですか。

保険課長 こちらの減免につきましては、年度ごとに計算をいたしますので、その年度で該当する分はその年度の保険税額から差し引きます。次の年度にまたがる方に関しては次の年度の保険税額が決定するときに、残った分を差し引く形になります。

古川委員 例えば、当該年度でもう保険税額が幾らって決まっていますよね。第1期幾ら第2期幾ら。それを例えばその分払わなくていいということになるわけですか。減額というのは全額免除になるということですか。

保険課長 この該当する4か月分につきましては免除ですので、全体の額からその分を引いて、新たに計算し直したものをお支払いいただくという形になります。

古川委員 また納付書が来ると。

保険課長 そうですね。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかがございますか。

花島委員 確認なんですけど、年度の最初にばって払っちゃう人もいますよね。それで払って、この制度に引っかかる場合は、戻ってくるって考えでいいですか。

保険課長 おっしゃるとおりで、計算し直して、還付が出るときには還付するような形になります。

花島委員 もう一つです。この文章を読むと、特に、対象者は届出をしなくても、出生届を出すだけで、あとの処理は役所がやってくれるっていうふうに見えるんですが、その理解でよろしいでしょうか。

保険課長 6か月前から申請が出来ますので、事前に申請する方に関しては、必要な事項がもちろんあるんですけども、出産して、もう出生届を出した時点でそのときに必要な、生日とかそういうものが全部確認出来ますので、そこで完了という形になる予定です。

委員長 ほかがございますか。

遠藤委員 内容は分かりました。

そもそも法令の改正に基づく条例の改正なわけですが、これをやることによって、那珂市における那珂市の国民健康保険税がどれぐらい、1年間トータルでですね、この対象の方から、お支払いしなくて済むようになるのかっていう、このトータルの効果っていうのはどんなものかっていうのは、現時点では分からないですか。今までの過去の例を見ると。

保険課長 保険税自体が一律ではないので、その方その方によって金額が違うので、具体的に今これだけっていう計算は出来ないんですけども、那珂市の国保で言いますと、年間大体20人前後の方なんです、出産する被保険者っていうのが。20人ですので、そこまですべて大きな影響はないかなと考えております。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

委員長 異議なしと認め議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第62号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

保険課長 続きまして、議案第62号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計補正予算書の4ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税46万6,000円の減。

4 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金1,922万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金73万4,000円。

7 款繰越金、1 項繰越金、2 目その他繰越金12万5,000円。

続いて5ページをご覧ください。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費202万8,000円。

今回計上しております委託料につきましては、先ほど条例改正でご説明した産前産後の保険税の減免を令和6年1月から実施するためのシステム改修費となります。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費1,746万円。

こちらは医療費の自己負担額が高額となり、限度額を超えた際に支給される高額療養費について、当初の見込みより増えているため補正をするものです。

5 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費12万2,000円。

6 ページをご覧ください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金3,000円。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 ちょっと今回のこの補正と直接関係ないんですが、先ほどの議案第55号の関係で、納税額が減りますよね、減額っていうか免除するっていうことは。それって国の負担があるんですか。

保険課長 今回の補正予算書の4ページの歳入のところになるんですけども、1目のところで、保険税のほうは20人分程度減になりますので、その分6款の繰入金のところでは減免分の補助が入りますので、そちらを充てる形になります。

古川委員 国から。

保険課長 国県の補助金、減免分の補助金が入りますので、そちらを充てます。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 質疑ないようですので質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

教育厚生常任委員会を閉会といたします。

どうも執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

ありがとうございました。

閉会(午前10時58分)

令和5年12月15日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚